

様式第5号（第10条関係）

パブリックコメント実施結果報告書

【案件名：つくば市障害者プラン（第3次つくば市障害者計画、
第6期つくば市障害福祉計画、第2期つくば市障害児福祉計画）（案）】

令和3年(2021年)3月
つくば市保健福祉部障害福祉課

■ 意見集計結果

令和2年(2020年)11月27日から令和2年(2020年)12月27日までの間、つくば市障害者プラン（第3次つくば市障害者計画、第6期つくば市障害福祉計画、第2期つくば市障害児福祉計画）（案）について、意見募集を行った結果、12人(団体を含む。)から99件の意見の提出がありました。これらの意見について、適宜要約した上、項目ごとに整理し、それに対する市の考え方をまとめましたので、公表します。

提出方法別の人数は、以下のとおりです。

提出方法	人数(団体を含む。)
直接持参	0人
郵便	0人
電子メール	2人
ファクシミリ	0人
電子申請	10人
合計	12人

■ 意見の概要及び意見に対する市の考え方

○ 総論第1章第1節計画策定の背景と趣旨 について

No.	意見概要	意見数	市の考え方
1	P2 8行目、障害者福祉計画とありますが、障害福祉計画ではないでしょうか。	1件	誤りのため修正します。

○ 総論第1章第7節 計画の推進 について

No.	意見概要	意見数	市の考え方
1	委員について、障害がある当事者を委員に加えて下さい。	4件	障害者プランの策定にあたっては、地域住民、保健、医療又は福祉の関係者、学識経験者で構成するつくば市障害者計画策定懇談会を設置して、計画の内容等について協議いた

			だいており、公募の市民委員や障害者団体からの御推薦があった委員にも参加していただいています。障害のある当事者の委員については、障害者団体等のご意見を伺いながら前向きに検討していきます。
2	委員について、市議会議員の参加は明確にして下さい。	1件	つくば市障害者計画策定懇談会の委員については、地域住民、保健、医療又は福祉の関係者、学識経験者で構成しており、市議会議員としての枠は設けておりません。
3	「つくば市障害者計画策定懇談会設置要綱」で定める懇談会の委員の選定にあたり、「学識経験者」として、会議ファシリテーターの専門家を1名選出すること。	1件	ファシリテーションの専門家の参画については、次回の委員選定の参考とさせていただきます。

○ 総論第2章第3節 障害のある児童・生徒の状況 について

No.	意見概要	意見数	市の考え方
1	普通小学校の特別学級のクラスを作っていただきたい。障害のあるなしにかかわらず、全員が同じ学校で過ごせることが理想です。	1件	小・中学校、義務教育学校における特別支援学級は、つくば市教育支援委員会において特別支援学級に在籍して学ぶことが適当であると判断された、就学を迎える幼児・児童・生徒の人数に応じて設置されることになっています。 また、特別支援学級に在籍する児童生徒は、交流学級（通常の学級）と特別支援学級の学習時間を調整し、共に学ぶ時間も大切にしながら一人一人の力を最大限に伸ばせるようにしています。

2	つくば特別支援学校、伊奈、石岡特別支援学校の児童生徒数は、つくば市在住の児童生徒数か、それともつくば市以外の児童生徒も含む数字でしょうか。説明があった方が良いでしょう。	1件	どちらも、つくば市以外の児童生徒を含んだ数となっていますので、その旨を注釈として追加します。
---	--	----	--

○ 総論第2章第5節 障害者(児)施設の状況について について

No.	意見概要	意見数	市の考え方
1	地域活動支援センター事業を実施する福祉支援センター、児童発達支援を実施する福祉支援センターの項目で、事業の実施状況の説明を付けていただきたい。	1件	ご意見いただいたとおり、説明の記述を追加します。
2	福祉支援センターやたべでも児童発達支援を実施してください。	1件	福祉支援センターやたべでは、地域活動支援センター事業を実施しております。児童発達支援事業については、現在、さくら・くきざき・とよさとで実施しており、やたべについては実施を予定しておりません。今後は、つくば市の療育拠点として、児童発達支援センターを設置し、地域の中でも適切な支援が行われるように、保健・医療・福祉・保育・教育等の機関と連携を図り、援助・助言などを行っていく予定です。
3	療育センターを充実させ、音楽療法を取り入れた施設としてほしい。	1件	現在、市内の児童発達支援事業では、民間事業所も含め、それぞれ特色ある支援を展開しています。今後開設予定の児童発達支援センターでは児童の発達課題に応じ、適切な

			支援方法を考え、提供できるように検討しています。
--	--	--	--------------------------

○ 総論第2章第6節 障害福祉に関するアンケート結果の概要 について

No.	意見概要	意見数	市の考え方
1	アンケート調査の概要で、表の下に主な調査項目を書いているかどうか。また、回答者が本人なのか、家族なのか、障害種別に回答者の人数と、本人の割合、家族の割合を記載した方が良いと思う。	1件	今後アンケート調査を実施する際には、ご意見いただいた項目分け等についても検討します。
2	精神障害者は、高速道路や鉄道、バスの旅客運賃割引がなく、外出にお金がかかる現状がある。	1件	ご意見いただいたとおり、高速道路や鉄道については、割引の制度がありませんが、つくバスやつくタクをはじめ、一部民間バス会社には料金割引制度がありますので、個別にお問い合わせ下さい。
3	施設・学校・保育所等に通う時に困るものの回答で、「通うのに付き添いが必要」が最も高い結果が報告されていますが、これに対する施策として、計画ではどのように対応していますか。	1件	現状の制度では、施設・学校・保育所等に通う通年かつ継続的な移動を支援するサービスはありませんが、国や県の動向を注視しながら、今後の施策を検討していきます。
4	障害者の就労のために必要と思う配慮では、職場の上司や同僚の障害への理解がすべての障害において最も高くなっていますが、これに対する施策として、計画ではどのように対応していますか。	1件	「啓発・広報活動の充実」に記載していますが、障害者やその特性について理解を深めるための啓発・広報活動を行っていきます。
	市の障害福祉課に会計年度職		障害福祉課では、障害当事者や保護

5	員の配置を検討頂き、障害者やその保護者が応募する機会を頂きたい。	1件	者に寄り添った対応を心がけています。 会計年度任用職員については、障害があることや障害者の家族であることを理由とした制限は設けておりませんので、応募いただくことが可能です。
6	福祉サービスの利用意向に対して、利用実績が伸びていないサービスについて、なぜ利用したくてもできないのかについての検証がなされると良いと思う。	1件	今後、利用者や相談支援事業所から聞き取りを行うなどして、検証を行っていきます。
7	雇用の少なさ、他の障害と受けられる制度が少ない、犯罪発生時の報道で、精神障害者への差別を感じる。	1件	差別解消や障害特性の理解について、広報・啓発を続けていきます。
8	つくば市の避難行動要支援者および福祉避難所利用の対象を発達障害者と付き添う家族全員に広げてください。	1件	自ら避難することが困難と市が判断する方が対象者となっているため、広くご申請いただくことが可能です。
9	福祉避難所に関して、事前の情報提供やシミュレーションを行う必要があると考える。	1件	福祉避難所につきましては、避難者が集中してしまい、要配慮者の受入れが困難になってしまう恐れがあることから施設名の公表はしていません。 避難所の設置等のシミュレーションにつきましては、関係機関を交えて訓練を実施しています。
10	災害避難について、様々な場面での判断が必要となる。 障害者や高齢者でなくても困難。	1件	地域の防災リーダーとしての防災士の育成や自主防災組織への支援を引き続き行っていきます。 いただいたご意見については、今後

<p>行政などでリーダーとなる人は必要な資質なので、リーダー研修、サバイバル訓練が必要に思う。</p>		<p>の業務の参考とさせていただきます。</p>
---	--	--------------------------

○ 総論第2章第8節 前期計画の評価について について

No.	意見概要	意見数	市の考え方
1	<p>地域移行への明確なプランを示して下さい。 地域移行のためには地域での受け皿となる事業所が必要になりますが、その事業所は昨今スタッフへの様々な研修を実施しなければなりません。</p>	2件	<p>ご意見にあるように、地域移行を進めるためには、受け皿となる福祉サービス事業所が必要不可欠となります。 つくば市では、介護職員就労スタートアップフォロー給付金や介護職員キャリアアップ費用給付金の制度を設けるなどして、介護職員の増加や質の向上を図る目的の事業を実施していることから、障害福祉サービス提供体制の充実の項目に、各種給付金の記載を追加します。</p>
2	<p>地域生活支援拠点等の整備について、実績は未整備で、令和5年度までに整備するとのことですが、自立支援協議会でどのような協議を行ったのでしょうか。前期計画の評価ですから、未整備の理由や整備のためにクリアすべき課題についても記述していただきたいと思えます。</p>	1件	<p>自立支援協議会では、地域生活支援拠点等が備えるべき機能の検討や先進地の視察などを行ってきました。現状では、緊急時の行き先確保等が課題となっており、引き続き検討を行っていく予定です。</p>

○ 各論第1章第2節 計画の体系 について

No.	意見概要	意見数	市の考え方
	<p>行政の計画は前期計画や現状</p>		<p>各事業の評価については、計画策定</p>

1	の問題点の洗い出し・反省の中から改善していくことが必要。前期の施策を完全に実施できたか簡潔に問いかけるべき。	5 件	の際に事業評価を行い、その結果を次期計画に反映させる作業を行いました。本計画の事業評価については、ホームページに掲載して公表します。
2	高齢かつ障害者、外国人かつ障害者、性的マイノリティかつ障害者などの複雑な障害者だと、市役所に駆け込んでも、たらいまわしになりかねない。課が分かれているため窓口のたらいまわしが起こり、条例策定でも時間がかかり、案件などの共有がスムーズに進まない	1 件	ご意見いただいたとおり、複数の課をご案内するなど、御不便をおかけすることのないよう庁内の部署や関係機関との連携を強化し、包括的な対応に努めていきます。

○ 各論1第2章第1節 共生のまちづくりの推進 について

No.	意見概要	意見数	市の考え方
1	市民への啓発活動が具体性がなく、ほかに項目としてある文化芸術・スポーツ・レクリエーション活動の充実の部分と一部重なるのではないかと感じる。	1 件	スペースの都合で、具体的な記載ができずに申し訳ありません。「文化芸術・スポーツ・レクリエーション活動の充実」の目的にも啓発は含まれておりますが、こちらの施策での啓発活動は、合理的配慮や差別解消につながる全般的なものを想定しています。
2	差別や偏見を感じる障害者の割合が多い状態は改善されておらず、啓発・広報活動が重要だが、目新しい施策が見当たらない。 提案だが、従来は社会活動への参加と交流の促進とされてきた、チャレンジアートフェステ	1 件	チャレンジアートフェスティバル事業については、第9節文化芸術・スポーツ・レクリエーション活動の充実で事業内容等を記載していますが、御指摘の内容を踏まえ、事業実施の際の参考とさせていただきます。

	<p>イバルの開催方法を見直し、健常者と障害者の枠を外して、文化芸術の祭典としてはどうでしょうか。文化芸術は、特に障害者の個性が活かされ、健常者にも参加しやすい分野です。カピオでのステージ発表も有意義ではありますが、施設の準備も負担になっている面もあると思います。また、コロナ禍で、今年度ステージ発表は行われないと聞いています。そこで、今後の開催方法について、一般市民も入れた実行委員会方式で検討してはどうでしょうか。</p>		
--	---	--	--

○ 各論1第2章第2節 生活の環境の整備推進 について

No.	意見概要	意見数	市の考え方
1	<p>「27 施設環境の整備」に「市内のバリアフリー化促進に関するマスタープランを策定します」を追加すること。</p>	2件	<p>具体的な計画については、各分野の個別計画で明記していきます。</p>
2	<p>「27 施設環境の整備」に「小中学校の校舎のバリアフリー改修を進める」と明記してください。</p>	1件	<p>以前から、既存の小中学校のバリアフリー基準適合については、各学校の現状について十分に把握し、関係部署と連携しながら、段差解消、手摺り設置、階段昇降機の設置など、必要に応じて段階的な整備を行うなどのバリアフリー化に努めているところです。</p> <p>今般、改正バリアフリー法において、既存の小中学校等の校舎についても、バリアフリー基準適合が努力</p>

			義務として位置付けられたことから、児童生徒が安全かつ円滑に施設を利用する上で、障壁となるものを取り除くための方策等について十分に検討し、既存施設を含めた学校施設のバリアフリー化の取り組みに、より一層努めていきます。
3	市内の歩道の一部は街路樹の根がぼこぼこ舗装を割り、歩道表面は落ち葉と水たまりが多く、泥がたまっており、障害者にとっては大変移動が難しいです。歩道と横断歩道との間の段差も高いです。	1件	2030年の未来像として公共施設やインフラを長期的視野で維持管理することにより、誰もが安全・安心な生活を送っています。としており、御指摘の内容を踏まえ、今後も、路面凹凸の解消などについては、地区要望、通報及びパトロールなどを基に、修繕・改修工事を実施していきます。
4	ノンステップバス導入促進とあるが、つくバスまでの足として重要なつくタクのバリアフリー化がなされなければ、つくバスも利用できないので、並行してつくタクのバリアフリー化も必要であると思う。	1件	デマンド型交通「つくタク」は、タクシー会社の車両を借り上げて運行しております。現在は、セダン型とワゴン型ですが、今後、バリアフリー車両を所有しているタクシー会社においては、つくタク車両に使用できるよう、依頼をしていきます。
5	「33 福祉タクシー制度の充実」に「タクシーを利用しない場合に他の交通手段の助成を選べる選択制とします」を追加すること。	2件	「タクシーを利用しない場合に他の交通手段の助成を選べる選択制とする」ことについては、現在、事業内容を検討しています。具体的な計画については、事業ごとの個別計画で明記していきます。
6	身体障害者以外の障害者の運転免許証取得・自動車改造の助成を充実させてほしい。	1件	貴重なご意見として、参考とさせていただきます。

○ 各論1第2章第3節 安全・安心な暮らしの確保 について

No.	意見概要	意見数	市の考え方
1	<p>3-1の施策37で、単純な表記ミスだと思うが、文章が成立していない。</p> <p>避難において支援が必要な障害者の状況を把握するため、「災害時避難行動要支援者名簿」作成し・・・であると思う。また、誰に個別支援計画作成を依頼するのかが明記されていない。</p>	2件	<p>ご指摘を受けて修正いたします。</p>
2	<p>災害に関する支援体制が脆弱に感じる。未就学の障害を持つ子供の親でも災害時のシミュレーションができるような最低限の情報が提供されていないと思う。情報の提供のあり方を早急に見直して、実際の災害に備える準備が個々にできるようにしてほしい。そのために災害時の避難行動計画を早急にまとめる努力をしてほしい。</p>	1件	<p>災害時の個別計画につきましては、避難行動要支援者名簿への同意者の中で土砂災害警戒区域・浸水想定区域に指定されている区域内に居住している方から優先的に策定を行っています。</p> <p>区域外の同意者についても、個別計画の策定を進めていきます。</p>

○ 各論1第2章第4節 権利擁護の充実 について

No.	意見概要	意見数	市の考え方
1	<p>事業者、擁護者向けの虐待防止研修などをつくば市で開催していただけると良いと思う。</p>	1件	<p>虐待防止研修については、都道府県をはじめ、各所で実施されていますが、事業所等の支援者については、特に深い理解が必要とされます。厚生労働省でも事業所向けの詳細なマニュアルを作成していますので、事業所連絡会等の機会を利用し、市</p>

			からも啓発、研修等を実施していきます。
2	権利擁護の充実の中に市民向けの啓発を明記して下さい。 ホームページの啓発だけでは不十分に感じる。	1件	権利擁護の充実に向けた市民の学ぶ場の充実については、非常に重要なことととらえています。市民向けの啓発については、「啓発・広報活動の充実」に記載していますので、そちらでのイベント等と連携し、情報提供に努めていきます。
3	障害者差別について市民が学べる機会を作ってください。 ホームページの啓発だけでは不十分に感じる。	1件	令和2年度から、つくば市出前講座のメニューに「障害者差別解消法と合理的配慮」を新設しました。今後も障害者差別解消法について、十分に市民の理解が得られるよう、普及啓発に取り組んでいきます。
4	合理的配慮補助金、発電機購入補助金についても明記して下さい。	2件	合理的配慮補助金については、合理的配慮支援事業として本計画に記載しています。 また、発動発電機については、「52地域生活支援事業の充実」中の「日常生活用具給付事業」で給付を行っています。

○ 各論1第2章第5節 地域生活の充実 について

No.	意見概要	意見数	市の考え方
1	児童発達支援、放課後等デイサービスの設備面の改善を要望します。	1件	障害福祉サービス事業所新設等の市審査時に、必要な設備の指導を行うほか、県と市が合同で行う実地指導の際に現地確認、指導を行っています。
2	緊急時を想定し、市内の事業所職員向けに、救命講習等の実施を望みます。	1件	障害福祉サービス事業所は災害訓練の実施については必須であるとされています。今後も実地指導の際

			等に救命講習の必要性についても指導していきます。
3	放課後等デイサービスについて、学区ごとに偏りが無いような誘致等を行っていただきたいです。	1件	障害児通所支援の事業所については、開所相談などを実施する中で、事業所の少ない地域等の説明を行っています。引き続き、県と連携して指定の手続きを推進していきます。
4	要保護児童の対象となる児童は具体的にどのような状況にある児童のことを言うのかわかりにくい。	1件	家庭児童相談業務の対象者は、18歳未満のすべての子どもとその家庭及び妊産婦などとしています。家庭児童相談で関わった対象者のうち、特に支援や保護を要するケースを要保護児童対策地域協議会に挙げています。 要保護児童対策地域協議会の対象は、被虐待児童や非行児童、その他支援を要する児童とその保護者、支援を要する妊産婦などをさします。
5	市役所への遠隔手話通訳システムを導入する施策を追加する。	2件	具体的な計画については、事業ごとの個別計画で明記していきます。
6	富士市のユニバーサル条例のようなものやユニバーサル就労支援センターのようなものが必要。	1件	つくば市では、令和2年度から社会福祉課内に生活・自立サポートセンターを設置し、様々な要因により経済的に困窮している方の自立に向けた支援を行っています。今後も複雑化する生活課題解決に対応できるよう支援体制の強化に取り組んでいきます。 就労に関しては、就労に向けた支援として、就労機会の拡充や就労の場の確保を施策として盛り込んでい

			ます。
7	聴覚障害者のための遠隔通話サービスを取り入れてほしい。それに伴い、手話を含む口話以外の意思疎通を言語と認める条例を作成する。	1件	具体的な計画については、事業ごとの個別計画で明記していきます。条例の制定については、当事者と十分に協議したうえで、検討していきます。

○ 各論1第2章第6節 保健・医療体制の充実 について

No.	意見概要	意見数	市の考え方
1	検診難民でも検診を受ける手段が欲しい	1件	20～39歳の方は基本健診が対象となります。国民健康保険未納の方、前年度給与収入130万円未満の方、家族の扶養となっている方も、市の集団・医療機関健診が受診可能です。ご意見いただいたように、受診希望者の諸事情に配慮し、健診の受診方法等を検討いたしますので、事前に御相談ください。
2	障害福祉課が健康増進課と連携して、母親からの「相談」の段階で、市の福祉サービスについても説明して頂けたら、つくば市が子育てしやすい街だということを知らせることにもつながるのではないかと思います。	1件	健診時および発達に関する相談の際に、保健師・障害福祉課の心理士がお子さんの様子や保護者の御要望に応じて、子育てや福祉に関するサービスの御案内を行っています。関係機関や庁内各課と連携して、引き続き、必要な情報を御案内できるよう努めます。

○ 各論1第2章第7節 教育・療育の充実 について

No.	意見概要	意見数	市の考え方
1	小中学校の特別支援学級に在籍している児童生徒数だけでなく、通級による指導を受けながら、または通級による指導を	1件	通常の学級に在籍し、特別な配慮や支援が必要と思われる児童生徒数については、支援が必要と判断する基準が学校により異なるため公表

	受けずに、小中学校の通常の学級に在籍している、障害のある（個別な支援が必要な）児童生徒数も明記してください。		できる数字ではありませんが、通級指導教室の設置はつくば市教育支援委員会の審議・判定を受けた人数に基づいていますので、追記します。
2	どんな障害があっても、子ども本人や保護者が希望すれば、自分の住んでいる地域の通常の小中学校に通える体制を整えると明記してください。	1件	2014年、障害者の権利に関する条約に批准し、2016年から障害者差別解消法が施行され、インクルーシブ教育システムの確保や合理的配慮の提供が明記されています。また障害者基本法（抄）では「 <u>可能な限り</u> 障害者である児童及び生徒が障害者でない児童及び生徒とともに教育を受けられるよう配慮」することが示され、2013年の学校教育法施行令一部改正時には「障害の状態、本人の教育的ニーズ、本人・保護者の意見、教育学、医学、心理学等専門的見地からの意見、学校や地域の状況等を踏まえた総合的な観点から就学先を決定する仕組みとすることが適当」と示されました。つくば市では、これらに基づき本人・保護者の意見を尊重しながら、就学前の体験学習や学校との話し合いを行って、合理的な範囲で可能な配慮事項について調整を行っています。ここで大切にしたいことは「 <u>本人・保護者の意見</u> 」という点です。保護者の意見だけでなく、就学前の（自分の気持ちを十分に表現できない）本人の意見を可能な限り適切に把握したいと考え、就学相談や

		<p>集団生活の観察などから本人の言葉にならない意見を汲み取れるように努めています。また、インクルーシブ教育は障害のある子もいない子どもできるだけ同じ場で共に学ぶことですが、その前提として「授業内容がわかり、学習活動に参加している実感・達成感を持ち、充実した時間を過ごし、生きる力を身につけていること」があり、生きる力を身につけるために、特別支援学校や特別支援学級、通級指導教室等の特別な場で学ぶことが必要な子どもいます。それぞれに教育課程や学級の児童生徒数、教師の専門性と配置人数、基礎的環境整備の状況が異なります。一人一人のお子さんの持っている力を最大限に伸ばすために必要で適切な教育環境を選択できるようにするために、就学相談と並行して学校見学や体験学習などを積極的に行い、お子さんに関わる様々な立場の方からの意見なども取り入れながら共に考えていけるようにしています。</p>
<p>3</p>	<p>障害児が保育所に入所しづらい現状がある。 特に私立保育所への障害児への入所について指導をしてほしい。</p>	<p>1件</p> <p>障害児の保育所入所については、安全・安心な保育のため、各保育所の保育体制や環境等に十分配慮する必要があるため、市、保護者、保育所の間で綿密な調整をして最終的な入所決定をしております。 いただいた意見を踏まえて、上記の各保育所の現状に沿った説明を追</p>

			記します。
4	つくば市では、年長児からの就学相談となっていますが、年長児から開始では、学校見学などのスケジュールが直前になってしまうため、年中児から相談を受け付ける体制に改善を希望します。	1件	時期により、就学を目前に控えた年長児の方の相談を優先することはありますが、ご希望に応じて年少・年中児の方の相談も受け付けておりますので、お電話での相談日程の調整をお願いいたします。なお、学校見学の時期や日程は学校行事等をふまえ、各校の教育活動に支障がないよう調整させていただいております。
5	障害のある児童生徒が通常の小中学校に通う場合、必要があれば、中学3年生まで、通常の小中学校で特別支援教育支援員の支援を受けられるようにすることを明記してください。	1件	2017年度以降、各学校からの要請と必要に応じ中学校にも特別支援教育支援員を配置しています。従って支援が受けられる学年の制約はありません。 このことを本文に追記します。
6	市立小中学校で働く教員への特別支援学校教員免許状取得をうながす、インセンティブ制度の導入を検討してほしい。	1件	教員採用は県教育委員会によるものであるため、制度の導入についてはつくば市独自で行うことはできませんが、小・中学校、義務教育学校の教員が特別支援教育に関する知識や専門性をふまえた指導ができるよう、教員研修を更に充実させてまいります。
7	高齢者・障害者のためのパソコン相談は、社会福祉協議会だけではできないかもしれないので、他の部署と組んで就労支援に向けたパソコン利用の応用編などの講座も欲しい。	1件	障害福祉サービスの一つとして、ご意見いただいた内容の、就労支援を行っている事業所等がありますので、希望される場合には、お問い合わせください。
8	医療的ケア児の入学が見込まれる小学校では、入学までに看	1件	医療的ケアとは、「日常的に必要とされる医療的な生活援助行為」とさ

	<p>看護師を雇用し、支援員としての配置を希望します</p>	<p>れ、医師の指導の下に保護者や看護師が行う痰の吸引や経管栄養等のことです。医療的ケアの内容はもちろんのこと対象のお子さんの健康状態や発達の状況など一人一人異なりますので、早期からの就学相談により、それぞれに応じた適切な教育環境を一緒に考えます。医療的ケアは、看護師を配置するだけで対応できるものではなく、保護者、看護師、学校医や主治医、養護教諭、担任等の関係者が連携して行うもので、関係者との役割分担や緊急時の対応の理解、研修による適切な対応の習得が必要です。そのためにも早期からの就学相談は重要となりますが、大切なことは「学校における医療的ケアは実施することが目的ではなく、学習課題（授業のねらい）の達成のために行う」ということです。医療的ケアの実施により、どのような教育活動が展開できるかが重要であり、その教育的効果を日々の教育活動に生かしていくことを踏まえながら、一人一人のお子さんに応じた対応を考えていきたいと思えます。</p>
--	--------------------------------	--

○ 各論1第2章第8節 就労に向けた支援 について

No.	意見概要	意見数	市の考え方
1	<p>就労時の介護サービスの利用を可能にしてほしい。適切な介護があれば就労できる人はた</p>	1件	<p>就労時の介護サービスについては、国から事業者に対して助成金が交付されるほか地域生活支援事業と</p>

	くさんいると思う。		して一部自治体で支援事業が開始されています。 つくば市でも他市町村等の動向を注視しながら、検討を進めていきます。
2	職場の上司や同僚の障害への理解という表現では職場も障害者も何を理解するのか困る。 つくば市の障害者プランである職場の理解なども障害者の得意不得意などが見える化ができないと仕事のマッチングにならない。	1件	「職場の上司や同僚の障害への理解」については、アンケートの回答項目を引用しております。当事者の障害特性について、職場内での理解を求めるという内容で項目は作成してあります。 就労に向けた訓練や支援については、就労系福祉サービスの充実として施策に盛り込んでいます。

○ 各論1第2章第9節 文化芸術・スポーツ・レクリエーション活動の充実について

No.	意見概要	意見数	市の考え方
1	チャレンジアートフェスティバルと、おひさまサンサン生き生きまつりは「共生のまちづくり」に含まれるのではないか。 確かに文化芸術、スポーツといえるが、活動支援とは言い難いと思われる。	1件	チャレンジアートフェスティバルとおひさまサンサン生き生きまつりのイベントには、共生のまちづくりとしての一面もありますが、ここでは趣味・娯楽としての側面を含めた文化芸術・スポーツ活動の一つとして記載しています。
2	障害者スポーツや高齢者スポーツにもeスポーツ（スポーツゲーム、パズルゲーム、レーシングゲーム、カードゲーム、ボードゲーム、シューティング、落ちものパズル、格闘ゲームなどeスポーツでもいろいろある）を導入できないか。	1件	市では、平成26年に「つくば市スポーツ推進計画」を策定し、「スポーツでつながるまちつくば」を基本理念として各種施策に取り組んでいます。計画の中で、子ども・高齢者・障害者・成人は4つの主体であり、それぞれに応じたスポーツ推進のために、関連する各課が具体的な取組を行っています。

			<p>この中で、スポーツ振興課は、障害者がスポーツを楽しめる環境を充実させるため、障害者スポーツのサポーター育成を重要課題として事業を展開しているところです。このような状況で、現計画に、直ちにeスポーツを盛り込むことは困難ですが、いただいたご意見は、今後の貴重な参考とさせていただきます。</p>
3	<p>スポーツ振興課、障害福祉課の障害者スポーツの推進で施策が分かれているのはどうということか。</p> <p>担当者連携、情報共有などはできているのか。</p>	1件	<p>「障害者スポーツの推進」は、スポーツ振興課、障害福祉課、共通の目標であり、それぞれの立場から事業に取り組んでいます。</p> <p>課毎の連携につきましては、各課の具体的な取り組みについて進行管理表を作成し、情報共有を図っています。</p>

○ 各論2第2章第1節 自立支援給付 について

No.	意見概要	意見数	市の考え方
1	<p>自立支援医療、補装具の支給についての記載がないのだが、事業として実施しないということなのか。国の制度通りの運用で良いということか。</p>	1件	<p>自立支援医療、補装具費の支給については、計画策定の指針において必須項目とされていないため今回は記載しておりませんが、事業は継続して実施していきます。各事業とも、国の制度・指針に基づき運用しています。</p>
2	<p>居宅介護は、利用意向のとても高い事業であり、現実に利用時間は増加している。現状として、利用したいができないという傾向にある。理由としては実</p>	1件	<p>ご意見いただいたとおり、介護職員の確保は全国的な課題となっています。</p> <p>つくば市では、介護職員就労スタートアップフォロー給付金や介護職</p>

	<p>際に介護にあたるヘルパーさんの不足がある。つくばの特性として、広く移動に時間がかかるため、都内であれば10件こなせる案件でも、移動に時間を取られて2～3件で終わることもある。移動時間は単価が付かないので、TXで都内に出て働くヘルパーさんもいる。なにかつくばのヘルパーさんをつなぎとめる施策が必要と考える。実績の裏にある実情を考慮する必要がある。</p>		<p>員キャリアアップ費用給付金の制度を設けるなどして、介護職員の増加や質の向上を図っています。</p>
3	<p>障害者の地域移行が叫ばれる中、居宅介護の利用者数が増加傾向であるのに、なぜ利用時間が減少傾向にあるのか。障害者に十分な居宅介護時間を給付していない（給付を阻むような要因）」という深刻な問題があるのではないか。</p>	1件	<p>本年度は、新型コロナウイルス感染症の影響があり、来年度以降の見込みが困難な状況にありましたが、目標値は増加で見込んでいます。実績に関しては、多少の増減が見られますが、居宅介護時間の決定の際には、利用者一人一人の生活状況に応じた給付決定を行っています。</p>
4	<p>重度訪問介護が年1人の増加が計画とは少なすぎる。実績値の方が年1人の増加ではなく4年で5人増加なのだから、最低でも年2人以上の増加できればそれ以上を目標にすべき。</p>	1件	<p>本年度は、新型コロナウイルス感染症の影響があり、来年度以降の見込みが困難な状況にあります。平成30年度の利用者増が年3人となっていますが、その他年度は1人となっているため、年1人と見込んだものです。</p>
5	<p>同行援護、行動援護ともに、実績値が低かった理由を検討していますか。 つくば市は技術大学もあり、視覚障害者は本当は多いはずで</p>	1件	<p>大学生の場合、障害福祉サービスの決定が出身自治体からされている場合があるため、つくば市の実績値に反映されていない可能性があります。</p>

	すが、同行援護を提供する事業者が足りないと聞いています。計画値を下げるのではなく、ニーズにしっかりこたえられるように、同行援護や行動援護を行える介助者の研修講座を市内で開催するなど、工夫が必要です。		また、同行援護を実施する事業所が少ないことは、全国的に課題となっていますので、今後、国や他市町村の動向を注視し検討していきます。
6	重度障害者包括支援に関して、今後の利用は見込まない。ではなく、見込む人が出てきた時のための施策の準備について目標を持つべき。	1件	貴重なご意見として参考とさせていただきます。
7	自立生活援助について、この制度を利用できるようにするための準備の施策が必要。	1件	現在、市内に自立生活援助の事業所はなく、全国的に見ても少ない状況です。 しかし、地域へ移行するためのサービスとして地域定着支援等の事業もあることから、利用者一人一人の状況に合わせた障害福祉サービスを提供していきます。
8	自立生活援助について、親元からの自立に関しても援助が必要。基本的には親が健在であれば必要はない事業かもしれないが、必ず親が健在とは限らない。また、共同生活援助（グループホーム）には家賃援助があるが、一人暮らしにはこれがない。生活保護の住宅扶助に誘導するなど、支援する方法はあると思う。	1件	自立生活援助は、障害者支援施設やグループホーム等から一人暮らしへの移行を希望する人に、定期的な訪問など地域生活を支援するためのサービスです。今後も、障害者が地域で安心して暮らせるよう、障害者相談支援員等と連携して必要な支援を実施していきます。
	地域移行支援に関して、どのよ		地域移行支援については、長期の入

9	うに進めていくのでしょうか。 これについて、策定懇談会ではどのような議論が行われたのでしょうか。 その制度を利用するための支援や手当が無ければ当然進捗しない。進捗しない事業はなぜ利用するものが出てこないのかを分析し、利用しやすいものと変えていくべき。	2件	院や入所、服役を終えた方などが利用するサービスのため、対象者が少ないのが現状です。策定懇談会では特に協議はしておりませんが、障害者が地域で安心して暮らしていくために重要なサービスとなりますので、今後も障害者相談支援員等と連携して必要な支援を実施していきます。
10	障害者でも家庭を持ち家族の扶養家族ではなく家族を養える環境をも築けるような雇用が欲しい。	1件	就労に向けた訓練や支援については、就労系福祉サービスの充実として施策に盛り込んでいます。
11	障害者の進学支援 障害者の結婚補助金 障害者の出産補助金 について、どこに相談すればいいのか。	1件	現在、結婚、出産に関する障害者に特化した補助金はつくば市の制度としてはありませんが、進学に関する支援についてはご相談をお受けしますので障害者地域支援室までお問い合わせください。

○ 各論2第2章第2節 障害児への福祉サービス について

No.	意見概要	意見数	市の考え方
1	居宅訪問型児童発達支援について、どの程度市民に周知されているのだろうか。 重度の障害をもつ子供の保護者には必ず支援制度についてのお知らせをしてほしい。	1件	重度の障害がある児童が、日常生活を送る際の困りごとや、生活全般についての支援に関しては、障害児相談支援専門員と連携しながら、積極的に情報提供やサービスの決定を行っていきます。
2	相談支援に関しては、障害児に関して充実するべき。	1件	障害児相談支援の不足は課題であると認識しております。事業所の参入を促すなどして、支援を受けられる体制を構築していきます。

○ 各論2第2章第3節 地域生活支援事業 について

No.	意見概要	意見数	市の考え方
1	つくば市身体障害者紙おむつ購入費助成要綱の対象者を身体障害者から全ての障害者に広げてほしい。	1件	つくば市身体障害者紙おむつ購入費助成事業の対象者について、排せつのために身体を動かすことが困難であることを想定して、最重度の肢体不自由の障害がある身体障害者としています。なお、日常生活用具給付等事業における紙おむつの給付については、身体障害者手帳の障害種別及び等級並びに要件に該当する方が対象となります。
2	補装具等で、買い替えなどの際、耐用年数が過ぎているものは「無条件」、日常生活に支障をきたしている場合には耐用年数が過ぎていなくても「買い替え可能」にしてほしい。	1件	補装具費支給制度は、国が制定している補装具費支給事務取扱指針に基づき実施しています。
3	移動支援事業の利用者が減っていないのに、計画値が減っている。利用者がいないということではなく、事業として対応することが難しい事業であると考えられるのではないかと。地域移行の目標値である9名が施設を出て、地域で暮らすことになれば絶対に必要な事業であるので、令和5年にはさらに9名を上乗せした目標値でなければおかしい。	1件	新型コロナウイルス感染症の影響もあり、見込みが困難な状況となっています。 ご意見にある地域移行については、重度訪問介護の移動支援による支援等も考えられるため、同等の目標値としては想定しなかったのが現状です。
4	おひさまサンサン生き生きまつりを理解促進・啓発事業とし	1件	おひさまサンサン生き生きまつり事業はスポーツ・レクリエーション

	ていますが、社会的障壁をなくすという目的を果たせていない様に思われます。チャレンジアートフェスティバルと同様、見直しが必要と思われます。		活動を通じて社会参加の意欲と相互理解を深めることを目的として実施しています。今後も、実施方法や広報等について、事業目的を果たせるよう検討していきます。
5	手話通訳者派遣事業は令和元年度の実績値で実利用者数が48人とすでにこれからの3年間の計画値の45人を超えています。 したがって最低でも48人以上の計画値が必要ではないでしょうか。	1件	ご意見いただいたとおり、手話通訳者派遣者派遣事業の計画値の実利用者数について、令和元年度の実績値の実利用者数を基に計画値の実利用者数を修正いたします。
6	日常生活用具給付等事業は、ものによって実績値が下がってきているものがありますが、現実には用具の更新をしたくても許可されない場合が多いという現状があります。日常生活用具給付が厳しいので、障害のある大学生がつくば市に入学してきても住民票は移さない方が良くと先輩や先生からアドバイスされていると聞きました。誰一人取り残さないと掲げるつくば市に合ってはならない状況で、改善を求めます。	1件	日常生活用具給付等事業について、用具にはそれぞれ耐用年数が設定されています。市では、用具の再給付について、耐用年数が経過した場合、修理不能となった場合の両方を満たしたときに給付決定を行っています。耐用年数が過ぎた場合でも、使えるもの（修理をすれば使えるものも含む）は使っていただきたいと考えているためです。なお、耐用年数が経過し、かつ使えるものでも、本人の身体状況の変化等により使用に耐えられなくなった場合には、御相談いただいたうえで、再給付の可否を個別に判断しています。
7	排せつ管理支援用具の実績の伸びは、ナプキン型の超薄型尿取りパッドなどの普及によるものではないか。	1件	排せつ管理支援用具の実績の伸びについては、ぼうこう直腸機能障害の身体障害者手帳所持者数が増加していることに伴い、ストマ用装具の給付が伸びていることが主な理

			由です。
--	--	--	------

○ 各論2第3章 令和5年度における目標値 について

No.	意見概要	意見数	市の考え方
1	令和5年度における目標値だけではなく、前計画の実績値も記載して下さい。 まとめられていた方が見やすい。また、実績値がない目標が達成させたかどうかは市民には分からず、市政としても取り組みに繋がられない。	4件	前期計画の評価と令和5年度における計画値の設定のページが離れており、比較しづらい構成となっていたため、前期計画の評価を令和5年度（2023年度）における計画値の設定の前に移動し、構成を一部変更しました。
2	障害児支援の提供体制の整備について、“医療的ケア児”の協議の場を設けるのは大変良いと思うが、それ以外にも”重度行動障害児”“視覚・聴覚重複障害児”の支援協議の場も必要ではないか。また同様にコーディネーターの設置も検討してほしい。	1件	障害種別にかかわらず、切れ目のない効果的な支援を身近な場所で提供できる体制を構築することは重要と考えています。今後設立する児童発達支援センターでは地域の各機関と連携を図り、医療的ケア児だけでなく、個々の児に対して支援内容の協議を行っていきます。また、各種ニーズに合わせて支援内容をコーディネートできるように相談支援体制を充実させていきます。

○ つくば市成年後見制度利用促進基本計画 について

No.	意見概要	意見数	市の考え方
1	「成年後見制度」は運用の不備など、多くの指摘がなされている。実際に裁判沙汰になっている例もあるが、後見人の力が強すぎて、いかんともし難いことも。 また、医療における同意書を後	1件	ご意見いただいたとおり、必要な支援を適切に行うよう、運営委員会及び支援会議において検討していきます。

<p>見人が書けない場合もあり、疾病や身体障害などの対応が難しいとも聞いている。運営委員会または支援会議などで支援を行うとあるので、このような場合に適切な対応がなされることを期待する。</p>		
--	--	--

■ 修正の内容

○ 総論第1章第1節 計画策定の背景と趣旨 について

修正前	修正後
<p>(7～8行目) 『つくば市障害者福祉計画』を策定し、</p>	<p>(7～8行目) 『つくば市障害福祉計画』を策定し、</p>

○ 総論第1章第3節 計画の期間 について

修正前	修正後
<p>(図内) つくば市<u>未来構想</u> (左側) <u>つくば市未来構想</u> (右側)</p>	<p>(図内) つくば市<u>戦略プラン</u> (左側) <u>第2期つくば市戦略プラン</u> (右側)</p>

※パブリックコメントによるものではありませんが、表記を修正しました。

○ 総論第1章第6節 計画の基本理念 について

修正前	修正後
<p>(1行目) つくば市では、<u>令和2年度(2020年度)</u>に策定した「つくば市未来構想・第2期つくば市戦略プラン」において、4つの<u>2030年の未来像</u>を掲げました。 (3行目)</p>	<p>(1行目) つくば市では、<u>令和元年度(2019年度)</u>末に策定した「つくば市未来構想・第2期つくば市戦略プラン」において、4つの「<u>目指すまちの姿</u>と17の「<u>2030年の未来像</u>」を掲げました。 (3行目)</p>

<p>この <u>未来像</u> には、市民の生活や福祉に関する <u>将来ビジョン</u> として次の内容が示されています。</p> <p>(5行目)</p> <p>これらの <u>ビジョン</u> を踏まえ、本計画では、障害のある人・ない人、全ての市民が安心して障害をいきいきと暮らすことができる社会をめざし、基本理念を以下のとおり定めます。</p>	<p>「<u>2030年の未来像</u>」の中には、市民の生活や福祉に関する <u>未来像</u> として次の内容が示されています。</p> <p>(5行目)</p> <p>これらの <u>未来像</u> を踏まえ、本計画では、障害のある人・ない人、全ての市民が安心して障害をいきいきと暮らすことができる社会をめざし、基本理念を以下のとおり定めます。</p>
---	---

※パブリックコメントによるものではありませんが、表記を修正しました。

○ 総論第2章第3節 障害のある児童・生徒の状況 について

修正前	修正後																												
	<p>(表の追加)</p> <table border="1" data-bbox="758 1008 1284 1153"> <tr> <td colspan="6">■公立小中学校・義務教育学校通級指導教室設置校数</td> <td>(単位:校)</td> </tr> <tr> <td></td> <td>平成27年度</td> <td>28年度</td> <td>29年度</td> <td>30年度</td> <td>令和元年度</td> <td>令和2年度</td> </tr> <tr> <td>情緒教室設置校数</td> <td>1</td> <td>1</td> <td>1</td> <td>1</td> <td>1</td> <td>3</td> </tr> <tr> <td>LD/ADHD教室設置校数</td> <td>0</td> <td>1</td> <td>1</td> <td>3</td> <td>3</td> <td>3</td> </tr> </table> <p>※各年度5月1日時点</p>	■公立小中学校・義務教育学校通級指導教室設置校数						(単位:校)		平成27年度	28年度	29年度	30年度	令和元年度	令和2年度	情緒教室設置校数	1	1	1	1	1	3	LD/ADHD教室設置校数	0	1	1	3	3	3
■公立小中学校・義務教育学校通級指導教室設置校数						(単位:校)																							
	平成27年度	28年度	29年度	30年度	令和元年度	令和2年度																							
情緒教室設置校数	1	1	1	1	1	3																							
LD/ADHD教室設置校数	0	1	1	3	3	3																							
<p>■つくば特別支援学校の児童・生徒数 (表注釈) ※各年度5月1日現在</p>	<p>■つくば特別支援学校の児童・生徒数 (表注釈) ※各年度5月1日現在 ※つくば市外の児童・生徒数を含んでい</p>																												
<p>■伊奈特別支援学校の児童・生徒数 (表注釈) ※各年度5月1日現在</p>	<p>■伊奈特別支援学校の児童・生徒数 (表注釈) ※各年度5月1日現在 ※つくば市外の児童・生徒数を含んでい</p>																												
<p>■石岡特別支援学校の児童・生徒数 (表注釈) ※各年度5月1日現在</p>	<p>■石岡特別支援学校の児童・生徒数 (表注釈) ※各年度5月1日現在</p>																												

	※つくば市外の児童・生徒数を含んでい ます。
--	---------------------------

○ 総論第2章第5節 障害者(児)施設の状況 について

修正前	修正後
第5節 障害者(児)施設の状況	第5節 障害者(児)施設の状況 (1行目) <u>福祉支援センターで実施している地 域活動支援センター事業及び児童発達 支援は、以下のとおりです。</u>

○ 総論第2章第7節 ヒアリング結果の概要 について

修正前	修正後
【雇用・就労について】 (2行目) 企業の理解や <u>起業</u> 側へのメリットの拡大が求められています。	【雇用・就労について】 (2行目) 企業の理解や <u>企業</u> 側へのメリットの拡大が求められています。

※パブリックコメントによるものではありませんが、表記を修正しました。

○ 総論第2章第8節 前期計画の評価 について

修正前	修正後
(1行目) 「つくば市障害 <u>者</u> 計画(第5期)・つくば市障害児 <u>者</u> 計画(第1期)で、	(1行目) 「つくば市障害 <u>福祉</u> 計画(第5期)・つくば市障害児 <u>福祉</u> 計画(第1期)で、

※パブリックコメントによるものではありませんが、表記を修正しました。

○ 各論1第2章第1節 共生のまちづくりの推進 について

修正前	修正後
(施策番号6 1行目) ・性別、 <u>障害の有無等</u> によって	(施策番号6 1行目) ・性別 <u> </u> によって
(施策番号9 表題)	(施策番号9 表題)

つくば子育てサポートサービス_____	つくば子育てサポートサービス <u>事業</u>
---------------------	--------------------------

※パブリックコメントによるものではありませんが、表記を修正しました。

○ 各論1第2章第2節 生活の環境の整備推進 について

修正前	修正後
(施策番号 30) コミュニティバス「 <u>つくバス</u> 」・デマ ンド型交通「 <u>つくタク</u> 」運行業務 <u>・市民の日常生活における移動の利便性</u> <u>を確保するため、公共交通に関する調査</u> <u>・分析を行い二次交通網の形成を行いま</u> <u>す。二次交通網を担う公共交通サービス</u> <u>として、「つくバス」及び「つくタク</u> <u>の運行を実施します。</u>	(施策番号 30) コミュニティバス_____・デマン ド型交通_____運行業務 <u>・公共交通に関する調査・分析を行い、</u> <u>コミュニティバスやデマンド型交通を</u> <u>運行することにより、移動利便性の高い</u> <u>公共交通網の形成に努めます。</u>

※パブリックコメントによるものではありませんが、表記を修正しました。

○ 各論1第2章第3節 安全・安心な暮らしの確保 について

修正前	修正後
(施策番号 37) <u>避難行動要支援者名簿に記載されてい</u> <u>る障害者</u> の状況を把握するため、避難行 動要支援者名簿を作成し、避難支援関係 者に提供するとともに、避難支援個別計 画の作成を依頼し、災害時における地域 の支援を推進します。	(施策番号 37) <u>避難において支援が必要な障害者の状</u> 況を把握するため、避難行動要支援者名 簿を作成し、避難支援関係者に提供す るとともに、避難支援個別計画を作成し、 災害時における地域の支援を推進しま す。

○ 各論1第2章第5節 地域生活の充実 について

修正前	修正後
(施策番号 51 4行目)	(施策番号 51 4行目) <u>さらに、つくば市が設ける介護職員就労</u> <u>スタートアップフォロー給付金や介護</u> <u>職員キャリアアップ費用給付金の制度</u>

	を <u>活用し、介護職員の増加や質の向上を図ります。</u>
--	---------------------------------

○ 各論1第2章第6節 保健・医療体制の充実 について

修正前	修正後
(施策番号 85 1行目) ・ <u>春・秋の集団検診</u> （特定健診・後期高齢者検診・各種がん検診）及び医療機関検診など、	(施策番号 85 1行目) ・ <u>_____</u> 集団検診（特定健診・後期高齢者検診・各種がん検診）及び医療機関検診など、
(施策番号 85 5行目) さらに、健診結果をもとに生活習慣の改善ができるよう <u>_____</u> 重症化予防を <u>支援</u> します。	(施策番号 85 5行目) さらに、健診結果をもとに生活習慣の改善ができるよう <u>特定保健指導</u> や重症化予防を <u>行</u> います。
(施策番号 86) あかちゃん訪問（乳 <u>幼</u> 児全戸訪問事業） ・ <u>_____</u> 4か月未満のあかちゃん訪問を実施することにより、	(施策番号 86) あかちゃん訪問（乳 <u>__</u> 児全戸訪問事業） ・ <u>概ね</u> 4か月未満のあかちゃん訪問を実施することにより、
(施策番号 94 1行目) ・ <u>乳幼児医療費公費負担制度、重度心身障害者等医療費公費負担制度</u> について、県及び市制度に基づき実施してきます。 また、 <u>医療福祉費支給制度</u> の見直しについて県の動向を勘案しながら検討していきます。	(施策番号 94 1行目) ・ <u>医療福祉費支給制度（小児・重度心身障害者等）</u> について、県及び市制度に基づき実施してきます。 また、 <u>_____</u> 制度の見直しについて県の動向を勘案しながら検討していきます。

※パブリックコメントによるものではありませんが、表記を修正しました。

○ 各論1第2章第7節 教育・療育の充実 について

修正前	修正後
(施策番号 101 1行目) ・ <u>加配保育士の配置や、民間保育園との障害児委託契約により、受入れへの補助</u> を行うことで、障害児の状況に応じた受	(施策番号 101 1行目) ・ <u>公立保育所における加配保育士の配置や、民間保育園における加配保育士の人件費補助</u> を行うことで、障害児の状況に

入れ態勢の整備に努めます。	応じた受入れ態勢の整備に努めます。
(施策番号 104 1行目) ・ <u>幼稚園等就園後の特別な支援を必要とする幼児が</u> _____ <u>適切な指導</u> <u>や支援が受けられるよう、</u>	(施策番号 104 1行目) ・ <u>障害のある幼児が</u> <u>幼稚園入園後に適</u> <u>切な</u> _____ <u>支援が受けられるよう、</u>
(施策番号 110 6行目) 学校に <u>指導助言</u> を行います。	(施策番号 110 6行目) 学校に _____ <u>助言</u> を行います。

※パブリックコメントによるものではありませんが、表記を修正しました。

○ 各論1第2章第7節 教育・療育の充実 について

修正前	修正後
(施策番号 101 1行目) ・公立保育所における加配保育士の配置や、民間保育所における加配保育士の人件費補助を行うことで、障害児の状況に応じた受入れ態勢の整備に努めます。	(施策番号 101 1行目) ・公立保育所における加配保育士の配置や、民間保育園における加配保育士の人件費補助を行うことで、障害児の状況に応じた受入れ態勢の整備に努めます。 ・ <u>安全・安心な保育のため、各保育所の</u> <u>保育体制や環境等に十分配慮しながら、</u> <u>保護者、保育所の双方との調整に努めま</u> <u>す。</u>
(施策番号 112 6行目) ・障害のある児童生徒が安全に安心して学校生活を送れるよう、教員の指導補助を行う特別支援教育支援員を _____ _____ 配置します。	(施策番号 112 6行目) ・障害のある児童生徒が安全に安心して学校生活を送れるよう、教員の指導補助を行う特別支援教育支援員を、 <u>必要に応</u> <u>じ小中学校等に</u> 配置します。

○ 各論1第2章第9節 文化芸術・スポーツ・レクリエーション活動の充実 について

修正前	修正後
(施策番号 124) ・ <u>社会参加の促進を図るため、イベント</u> <u>及び講座等の情報を、適切に発信しま</u> <u>す。また、県や各種団体が主催する障害</u>	(施策番号 124、125) (障害福祉課、スポーツ振興課の「障害者スポーツの推進」を合わせ、1つの項目とします。)

<p><u>者スポーツ大会や体験教室等の開催を各福祉団体へ情報提供し、障害者スポーツの普及に努めます。また、障害者スポーツを通して、障害者の自立や社会参加の促進に努めます。</u></p> <p>(施策番号 125)</p> <p><u>・障害者スポーツ人材の育成拠点を目指し、スポーツイベントの実施や、障害者スポーツを支えるサポーターの養成に努めます。</u></p>	<p><u>・障害者スポーツ人材の育成拠点を目指し、必要な事業の実施に努めます。</u></p> <p><u>・県や各種団体が主催するイベントや講座の周知を行うとともに、障害者運動教室等を開催することで、障害者スポーツの普及に努めます。</u></p>
---	--

○ 各論2第2章第3節 地域生活支援事業 (6)意思疎通支援事業 について

修正前					修正後				
(6)意思疎通支援事業 (表中)					(6)意思疎通支援事業 (表中)				
		令和3 (2021) 年度	令和4 (2022) 年度	令和5 (2023) 年度			令和3 (2021) 年度	令和4 (2022) 年度	令和5 (2023) 年度
計画 値	実利用者数 (人)	45	45	45	計画 値	実利用者数 (人)	50	50	50
	延利用者数 (人)	415	430	445		延利用者数 (人)	415	430	445
					※修正のない箇所の表は省きました。				

○ 各論2第2章第3節 地域生活支援事業 (8)手話奉仕員養成研修事業 について

修正前	修正後
(1行目) 手話奉仕員 <u>養成養成</u> 研修事業は、	(1行目) 手話奉仕員 <u>養成</u> 研修事業は、

※パブリックコメントによるものではありませんが、表記を修正しました。

○ 各論2第3章 令和5年度における目標値 について

修正前	修正後
<u>総論第2章第8節 前期計画の評価</u>	

<p>各論 2 第 3 章 第 1 節 <u>令和 5 年度</u> (2023 年度) における計画値の設定</p>	<p>各論 2 第 3 章 第 1 節 <u>前期計画の評価</u> 各論 2 第 3 章 第 2 節 <u>令和 5 年度</u> (2023 年度) における計画値の設定</p> <p>※総論内にあった前期計画の評価を、各論 2 第 3 章に移動しました。</p>
---	--

○ 概要版 障害児に対する福祉サービスの利用の実績と見込量 について

修正前	修正後
<p>■障害児相談支援 (表中) <u>継続障害児支援利用援助</u></p>	<p>■障害児相談支援 (表中) <u>障害児相談支援</u></p>

※パブリックコメントによるものではありませんが、表記を修正しました。

○ つくば市成年後見制度 利用促進基本計画 第3節 について

修正前				修正後			
3 講座や研修の活動指標 (表中)				3 講座や研修の活動指標 (表中)			
区分	目標			区分	目標		
年度	令和 3 年度 (2021 年 度)	令和 4 年度 (2022 年 度)	令和 5 年度 (2023 年 度)	年度	令和 3 年度 (2021 年 度)	令和 4 年度 (2022 年 度)	令和 5 年度 (2023 年 度)
入門目的内容 の講座参加者 が制度利用に 積極的になっ た場合	<u>70%以上</u>	<u>70%以上</u>	<u>70%以上</u>	入門目的内容 の講座参加者 が制度利用に 積極的になっ た場合	<u>50%以上</u>	<u>50%以上</u>	<u>50%以上</u>
応用的内容の 研修参加者が 他者に説明出 来る自信をつ けた割合	<u>70%以上</u>	<u>70%以上</u>	<u>70%以上</u>	応用的内容の 研修参加者が 他者に説明出 来る自信をつ けた割合	<u>50%以上</u>	<u>50%以上</u>	<u>50%以上</u>

※パブリックコメントによるものではありませんが、表記を修正しました